

くらしの 情報



益城町ホームページ

<https://www.town.mashiki.lg.jp/>

お知らせ

コンビニでの証明書発行を
一時停止します

メンテナンスのためコンビニの証明書発行を一時停止します。ご迷惑をお掛けしますが、ご了承願います。

日時：4月23日(火)

午前6時30分～午後11時

関役場住民保険課住民係

☎ 286・3112

国民年金保険料が変わりました

国民年金保険料が、4月から次のとおり変更となりました。

平成30年度・月額16,340円



平成31年度・月額16,410円

保険料の納付方法は、納付書による納付以外に口座振替やクレジットカード納付、インターネットを利用

消費税軽減税率制度に関する 説明会の開催について

事業者を対象とした、消費税の軽減税率制度に関する説明会を、次の日程にて4回開催します。

多くの事業者に関係する制度ですので、ぜひお越しください。事前申し込みは不要です。

【日程】

期日	時間	会場
5月 9日(木)	①午前 10時～11時30分	火の国ハイツ (県民総合運動公園入口)
	②午後 2時～3時30分	
5月 21日(火)	③午前 10時～11時30分	火の国ハイツ (県民総合運動公園入口)
	④午後 2時～3時30分	

【注意事項】

本年10月1日に、消費税の10%への引き上げと同時に消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率対象品目の取り扱いがある消費税の課税事業者だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者も取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

また、消費税の免税事業者も、課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合がありますので、制度の実施に向けた準備が必要となります。

※説明内容は、消費税軽減税率制度の概要(軽減税率対象品目、帳簿・請求書の区分記載方法等)、事業者支援措置(軽減税率対策補助金)、インボイス制度の概要を予定しています。

※会場の駐車場には限りがあります。

関熊本東税務署総務課 ☎ 369-5566(代表)

※お問い合わせの際は、上記電話番号に掛けて、自動音声案内にしたがって「2」を選択してください。

した電子納付があります。

どうしても保険料を払えない場合は、本人・配偶者・世帯主の前年の

所得に応じて全部または一部の保険料が免除される制度を利用できます。

低所得の学生や所得が低い50歳未満の人のための免除制度もあります。免除の可否についてはお問い合わせください。

関役場住民保険課保険年金係

☎ 286・3113

熊本東年金事務所

☎ 367・8144

4月は学生納付特例制度の

更新月です

日本国内に住むすべての人は、20歳になると国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられます。しかし、所得の低い学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用することができます。なお、平成31年度の受け付けが始まっています。

※平成30年度において学生納付特例

制度により保険料を猶予されている人で、引き続き平成31年度も在

学予定の人は、4月上旬に日本年金機構からはがきで届く「国民年

金保険料学生納付特例申請書」の返送による申請もできます。

申請に必要なもの：在学期間の分かる学生証または平成31年4月以降に交付された在学証明書、認印

関役場住民保険課保険年金係

☎ 286・3113

熊本東年金事務所

☎ 367・8144